

各 位

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 安田 直浩

技術提案書の提出依頼について

下記工事の入札について、総合評価落札方式を適用するため、以下要領により技術提案書を提出してください。

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | | | |
|---|---|--|--|
| (1) 工 事 (件) 名 | 芥見4丁目ほか配水管布設替工事 | | |
| (2) 工 事 場 所 | 岐阜市芥見4丁目ほか3地内 | | |
| (3) 工 事 内 容 | 水道施設工事
ダクタイル鋳鉄管布設工
・GXφ200 L=533.2m
・GXφ100 L=29.3m
・GXφ75 L=38.2m
ポリエチレン管布設工
・HPPEφ50 L=99.9m
消火栓設置工
・φ200×75 2基 | | |
| (4) 完成(完了)期日 | 令和4年2月22日 | | |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 | | |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和3年9月10日 | | |
| (7) 資 料 | 設計図書一式 | | |
| (8) 本工事は入札に際して施工計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。 | | | |

2 技術提案書の提出

(1) 提出方法

様式第1号（第6条関係）を**電子入札システム**又は**紙方式**で提出すること。紙方式の場合、ホッチキス等で綴じ、上下水道事業政策課契約係まで1部持参又は郵送すること。その際、様式第1号（第6条関係）のコピーを1部持参又は添付し、上下水道事業政策課で受領確認の受付印を受けること。

（郵送の場合は受領印を押印後、FAXにて返信する。）

技術提案書の提出がない場合、その者のした入札は無効とする。

(2) 提出期間

令和3年7月26日（月）から令和3年8月4日（水）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。受付時間は9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。

(3) **落札候補者となった者は、指定する日までに技術提案書内容確認申告書（様式第5号（第10条関係））及び技術提案書の内容を確認できる書類（以下「技術確認書類」という。）を持参又は郵送（ホッチキス等で綴じること。）もしくは電子メール（メールアドレス sui-keiyaku@city.gifu.gifu.jp）により提出すること。**

※電子メールにより提出する場合は、次のことに留意すること。

- ・一般競争入札参加資格確認申請書に記載したメールアドレスから送信すること。
- ・メールの件名もしくは本文に工事名を入力すること。
- ・メールにて提出した場合は、上下水道事業政策課契約係に連絡すること。
- ・添付ファイルの容量は10MB以下とすること。
- ・添付ファイルは、Microsoft WordまたはMicrosoft Excelで読込可能なもの、もしくはPDFファイル（AcrobatReaderDCで読込可能なもの）、画像ファイル（JPEG及びGIF形式）とすること。
- ・ファイル圧縮をする場合は、LZH又はZIP形式とすること。

(4) 郵送方法

別紙「**入札（見積）書等の受渡しについて**」のとおり、提出期限の前開庁日の17時までに到着するよう郵送すること。

3 技術提案書作成時の注意点

(1) 作成する技術提案書の評価内容は、「4 総合評価に関する事項」のとおりとし、次の事項に留意して作成すること。

- ・「同種工事施工実績」について、受注形態が共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上のものを実績とみなす。

また、技術提案書提出時に配置予定技術者が特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者のうち評価が最も低いもので評価する。

※ 実際の施工にあたって技術提案書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

- ・直近1か年度とは令和2年度を指し、直近2か年度とは令和元年度から令和2年度までを指し、直近3か年度とは平成30年度から令和2年度までを指し、直近5か年度とは平成28年度から令和2年度までを指し、直近10か年度とは平成23年度から令和2年度までを指す。
 - ・技術提案書にチェックがないなど明確に判断できない項目は、最も低い評価とする。
- また、対象となる工事とは指定する期間内に完成し、引渡し完了した工事とする。

4 総合評価に関する事項

(1) 技術的能力の評価基準等

次表の審査項目及び評価基準に基づく審査を行い、標準点に加点する。

1) 施工能力について

評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
安全対策 ■評価項目 労働安全衛生分野表彰歴及び工事事務等による資格停止措置の有無 ■留意事項 ○「労働安全衛生分野表彰歴」は以下のとおりとする。 ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 ○安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者が入札参加者の現役の社員である場合に該当。 <技術確認書類> ・労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等） ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と入札参加者の関係が確認できる資料	過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置なし	2.0	/2.0
	過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置あり	0.0	
	過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置あり	-2.0	
環境配慮 ■評価項目 ISO9001及びISO14001認証取得の有無。 ■留意事項 ○認証範囲に申請者の事業所が含まれている（入札に参加する営業所が認証されている）場合に限る。 <技術確認書類> ・ISO9001及びISO14001の認証書（付属書を含む）、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限などの記載がある資料の写し。	ISO9001並びにISO14001取得済	2.0	/2.0
	ISO9001又はISO14001のいずれかを取得済	1.0	
	取得なし	0.0	

2) 企業能力について

評価項目及び留意事項	評価基準		得点
工事成績評定点 ■評価項目 工事成績評定点の平均点。 ※実績のない年度は65点とする。（岐阜市発注、水道施設工事に限る） ■留意事項 ○直近2か年度に完成引渡し済んだ岐阜市発注の水道施設工事にかかる工事成績評定点の平均を算出すること ＜技術確認書類＞ ・様式第6号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。	75点以上	2.0	/2.0
	72点以上75点未満	1.0	
	72点未満又は実績なし	0.0	
同種工事施工実績 ■評価項目 直近5か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ右欄に掲げる岐阜県内の公共工事の施工実績の有無。※岐阜市発注工事については、工事成績65点未満のものは実績として認めない。 ■留意事項 ○受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ施工実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。 ○技術提案書記入要領 ・工事名：受注工事名とする ・発注者名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：千円単位で記入する。（切捨て） ・工期：工期を記入する。 ＜技術確認書類＞ ・工事内容を確認できる資料（契約書又はCORINSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写し ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料 ・他の工種が含まれる場合、工種の内訳・金額が確認出来る資料 ・CORINS登録がない工事を実績とする場合、同種工事の施工実績が確認できる書類	耐震管布設を含む工事で契約金額7,000万円以上の施工実績が2件以上	2.0	/2.0
	耐震管布設を含む工事で契約金額3,500万円以上の施工実績が2件以上	1.0	
	上記以外	0.0	
岐阜市優良建設工事業者表彰歴 ■評価項目 岐阜市優良建設工事業者表彰歴の有無（管工事部門に限る） ＜技術確認書類＞ 直近5か年度の岐阜市優良建設工事業者表彰状（管工事部門に限る）の写し	2回以上の表彰歴あり	1.0	/1.0
	表彰歴あり	0.5	
	表彰歴なし	0.0	

働き方改革の推進 ■評価項目 週休２日制工事の実績の有無 ■留意事項 ○国及び地方公共団体が発注した工事での実績 ＜技術確認書類＞ ・週休２日制工事を履行した実績が確認できる書類（契約書及び特記仕様書、評定通知書等）の写し	実績あり	1.0	/1.0
	実績なし	0.0	

3) 配置予定技術者の能力について

評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
技術者の工事成績評定点 ■評価項目 工事成績評定点の平均点。（岐阜市発注、水道施設工事に限る） ■留意事項 ○直近2か年度に完成引渡し済んだ監理技術者又は主任技術者として配置された岐阜市発注の水道施設工事にかかる工事成績評定点の平均を算出すること。 工期の途中で技術者を交代していた場合、工事の主たる工種を担当した技術者について評価する。 <技術確認書類> ・様式第7号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。 ・従事時の役職内容が確認できる資料（CORINSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写し ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当した工種、期間が確認できる資料 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料	75点以上	2.0	/2.0
	72点以上75点未満	1.0	
	65点以上72点未満又は実績なし	0.5	
	65点未満	-2.0	
技術者の同種工事施工実績 ■評価項目 直近5か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ水道施設工事で、主任技術者又は監理技術者、特定建設工事共同企業体の構成員である主任技術者、もしくは現場代理人として配置された右欄に掲げる岐阜県内の公共工事の施工実績の有無。※岐阜市発注工事については、工事成績65点未満のものは実績として認めない。	耐震管布設を含む工事で契約金額7,000万円以上の施工実績が1件以上	1.0	

■留意事項 ○受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ施工実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。 ○工期の途中で技術者を交代していた場合における施工実績は、担当した期間を工期で除した割合を乗じた値とする。 ○配置予定技術者を複数名記載することもできるが、評価は実績・資格等の評価が最も低いと判断されるものの評価値をもって「配置予定技術者の能力」の評価値とする。 ○「岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第11条」における追加配置技術者の場合は対象としない。 ○技術提案書記入要領 ・工事名：受注工事名とする ・発注者名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：千円単位で記入する。（切捨て） ・工期：工期を記入する。 ・従事期間：従事期間を記入する。 <技術確認書類> ・工事内容及び従事時の役職内容を確認できる資料（契約書又はCORINSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写し ・他の工種が含まれる場合、工種の内訳・金額が確認できる資料 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料 ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当していた期間が確認できる資料 ・CORINS登録がない工事を実績とする場合、同種工事の施工実績が確認できる書類	耐震管布設を含む工事で契約金額3,500万円以上の施工実績が1件以上	0.5	/1.0
	上記以外	0.0	
保有資格 ■評価項目 配置予定技術者の保有資格 <技術確認書類> 配置予定技術者が保有する資格を確認できる資料	1級土木施工管理技士又は技術士(上下水道部門)の資格を保有	1.0	/1.0
	2級土木施工管理技士（土木）の資格を保有	0.5	
	上記以外	0.0	
若手・女性技術者の育成・確保 ■評価項目 公告日時点で40歳未満の技術者又は女性技術者の配置の有無及び継続的雇用の有無。 <技術確認書類> ・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険被保険者証）の写し。 ・該当者の継続雇用が確認できる書類の写し。 ・該当者が女性技術者の場合は、性別が確認できる書類（健康保険被保険者証、パスポート等）の写し	3年以上継続雇用している、40歳未満の技術者または女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	2.0	/2.0
	40歳未満の技術者または女性技術者を主任（監理）技術者として配置する	1.0	
	上記以外	0.0	

4) 地域要件について

評価項目及び留意事項	評 価 基 準		
岐阜市内業者への下請率 ■評価項目 当該工事の市内業者の活用状況 ■留意事項 ○本工事の下請負金額について市内業者への下請率を算出する。 ○下請率の算出方法は別紙「市内業者への下請率の考え方について」参照 ○市内業者とは、岐阜市内に本店を有する企業を示す。 ○実際の施工にあたって、下請の変更があった場合、記載した市内業者への下請率を下回らないこと。 ○申告した市内業者への下請率が不履行の場合、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行う場合がある。 <技術確認書類> ・様式8号の該当する項目に○をつけること。割合は、下請予定金額に占める市内業者の施工予定金額の割合とする。	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が90%以上	2.0	/2.0
	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が50%以上90%未満	1.0	
	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合が50%未満	0.0	
災害協定参加等 ■評価項目 災害協定等への参加や同等の活動実績の有無 ■留意事項 ○岐阜市と災害時の応急対策に関する協定等を締結している団体への加入の有無、直近10か年度までの市内における同等の活動実績の有無及び岐阜市内の地元自治会等との協定等締結の有無により判断する。 <技術確認書類> ・岐阜市との災害時応援協力に関する協定等への参加が確認できる書類 ・協定等へ参加している各協会等からの証明書 ・「直近10か年度での市内における同等の活動実績」の場合、その活動内容が確認できる書類 ・岐阜市内の自治会等との協定書等の写し	岐阜市との協定等を締結している団体の会員、又は直近10か年度での市内における同等の活動実績あり	2.0	/2.0
	岐阜市内の自治会等との協定等を締結している	1.0	
	参加なし、かつ活動実績なし	0.0	

ボランティア活動 ■ 評価項目 直近2か年度の社会貢献活動実績の有無。 ■ 留意事項 ○判断基準 「ボランティア活動」の評価は、入札参加者が企業として実施した岐阜市内における社会貢献活動（建設業協会など団体の構成員としての活動、町内会等の要請に基づき行った活動や地域住民等との協働活動を含む。）を対象とする。 ただし、有償の活動、社員等が個人的に参加した活動、岐阜市以外で行った活動、又は災害協定参加等の評価項目において加点される活動は対象としない。 「活動」とは、対象期間において実施した1回以上の活動を実績として評価する。なお、同一箇所において同様の活動を複数回行った場合でも、1回の活動とみなす。 ○ボランティア活動 ボランティアとは、一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」をいい、本評価項目では、「報酬を目的としないで、自分（企業）の労力、技術、時間を提供して地域社会等のために行った社会貢献活動」を評価する。 ボランティア活動は、固定概念がなく多様な分野での様々な活動が考えられるため、前述の判断基準に該当する活動であれば評価する。 例えば ・公共空間、文化財等の美化活動（道路、河川及び公園等の清掃、除草など（岐阜市アダプト・プログラムの活動、ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動を含む）） ・自然、環境保護に関する活動（環境保全活動、環境学習活動など） ・保健、衛生に関する活動（献血活動の普及、啓発及び協力活動など） ・交通安全、防犯に関する活動（防犯パトロール活動、交通安全啓発活動など） ・青少年の健全育成に関する活動（職場体験学習、建設業のPR活動など） ・まちづくり、まちおこしに関する活動（公的イベントのサポート活動、など） ・その他、公共の福祉に関する活動 などが考えられる。 ＜技術確認書類＞ 入札参加者が企業として当該活動に参加したことが確認できる資料（主催団体が発行する活動実績証明書、表彰状、感謝状等の写し又は新聞記事若しくは活動状況写真など）。	2つ以上の活動実績あり	1.5	/1.5
	活動実績あり	1.0	
	活動実績なし	0.0	

■評価項目 岐阜市との給配水管修繕単価契約及び修繕実績の有無 ■留意事項 直近3か年度の修繕実績年平均件数を記載する。平均件数については、小数点第1位止め（小数第2位切り捨て）で記載すること。 <技術確認書類> 有の場合は、修繕実績を確認できる書類の写しを添付すること。	岐阜市との給配水管修繕単価契約有かつ修繕実績20件以上	1.0	/1.0
	岐阜市との給配水管修繕単価契約有かつ修繕実績あり	0.5	
	上記以外	0.0	
ぎふし共育・女性活躍企業認定 ■評価項目 ぎふし共育・女性活躍企業の認定の有無 ■留意事項 ○公告日時点で有効期間内であること。 <技術確認書類> ・ぎふし共育・女性活躍企業の認定証の写し。	認定有り	1.0	/1.0
	認定なし	0.0	
岐阜市消防団・水防団への協力状況 （1）常勤雇用の従業員に対する団員数 ■評価項目 社内規定で団活動に対して協力する旨の明記の有無、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員数の確保 ■留意事項 ○常勤雇用の従業員数とは、本店として登録されている所在地を管轄する年金事務所に、直近の7月1日の状況で提出した「被保険者報酬月額算定基礎届」に記載した人数とする。 <技術確認書類> ・団活動に協力する社内規定の該当箇所の写し ・直近の7月1日の状況で年金事務所に提出した「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」の写し ・消防団員・水防団員を確認できる書類 ・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険被保険者証）の写し	社内規定で団活動に対して協力の明記あり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員（下記）を確保している ・常勤雇用の従業員数19人以下の場合 消防団員又は水防団員が1名以上 ・常勤雇用の従業員数20～49人以下の場合 消防団員又は水防団員が3名以上 ・常勤雇用の従業員数50人以上の場合 消防団員又は水防団員が6名以上	1.0	/1.0
	社内規定で団活動に対して協力の明記あり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員（下記）を確保している ・常勤雇用の従業員数19人以下の場合 消防団員なし 水防団員なし ・常勤雇用の従業員数20～49人以下の場合 消防団員又は水防団員が1名以上 ・常勤雇用の従業員数50人以上の場合 消防団員又は水防団員3名以上	0.5	
	上記以外	0.0	

(2) 岐阜市消防団協力事業所認定 ■評価項目 岐阜市消防団協力事業所認定の有無 ■留意事項 ○公告日時点で有効期間内であること。 <技術確認書類> ・消防団協力事業所表示制度認定証明書等の写し。	認定有り	0.5	/0.5
	認定無し	0.0	
			/25

(2) 総合評価及び入札の評価方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術提案書の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は25点とする。
- ② 総合評価は、標準点と(1)「技術的能力の評価基準等」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア、イの要件に該当する者のうち(2)「総合評価及び入札の評価方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を候補者として、(4)の確認ののち落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、ア、イの要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 加算点の確認

技術提案書の加算点については、(3)①で評価値の最も高い者(落札候補者)のみ、期限内に提出された技術確認書類により確認する。

技術確認書類により、技術提案書に記載された内容が確認できない又は誤っている場合は、技術提案書の評価を上限として技術確認書類で確認できる範囲で評価を行い、加算点及び評価値の訂正を行う。

評価値訂正の結果、評価値の最も高い者が変わる場合は、新たに評価値が最も高くなった者に技術確認書類を提出させ、加算点の確認を行う。

(5) 技術確認書類の提出

- ① 技術確認書類は技術提案書内容確認申告書の評価項目順に添付すること。また、提出部数は1部とする。
- ② 技術確認書類の差し替えは誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない)以内とする。

(6) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、履行状況について検査を行う。受注者の責めにより入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、8の(3)等の扱いとする。

5 契約変更の取扱い

契約締結後、やむを得ない事由により条件変更の必要な状況が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術提案書に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

6 苦情の申立て

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7 再苦情の申立て

- (1) 6(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、管理者に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては岐阜市入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ① 受付窓口 : 岐阜市上下水道事業部 上下水道事業政策課 契約係
〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地
TEL 058-259-7510
 - ② 受付時間 : 休日を除く9時から17時まで。ただし、正午から13時までは除く。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした者及び開札後辞退した者は、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）に基づく資格停止措置を行うことがある。
また、資料に虚偽の記載をした者による入札及び説明事項、岐阜市上下水道事業部競争入札心得（平成6年4月1日決裁）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 提出された技術提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日（休日を含まない。）以内とする。
- (5) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (6) 本要請資料は技術提案書作成以外の目的で使用してはならない。
- (7) 技術提案書作成に関する手続についての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには応じない。

なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

- ・問い合わせ先 : 岐阜市上下水道事業部 上水道事業課 改良1係
TEL 058-259-7513